

会津地区の皆さんへ

予約不要

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
福島県と連携して 出張窓口を開設します

弁護士等の専門家と その場で話をすることができます

ご利用は無料

原発事故の損害賠償の 請求漏れはありませんか？

原発事故の影響で 営業損害を 受けていませんか？



原発事故の影響で
仕事を失った



自宅周辺の
測定のための
線量計を購入した



農産物の出荷のための
検査費用が
必要となった



生じた営業損害に対し
直接請求による
賠償では不十分

個別の事情に基づいて
東京電力への
直接請求によるよりも
増額されたり
直接請求では
受けられなかった
賠償が受けられる
場合があります



「自分も該当するかも」と思った方は、
下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい

日時：令和7年11月26日(水) 午後1時～2時30分(受付)

場所：アピオスペース (会津若松市インター西90番地)
2階会議室

◆ 福島県 原子力損害対策課

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎ 024-521-8216 平日午前8時30分～午後5時15分

◆ 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)

フリーダイヤル ☎ 0120-377-155 平日午前10時～午後5時

ADRセンターの最寄りの支所でも申立書の
書き方の説明や受領を行っています



会津支所(福島県会津若松合同庁舎新館2階)
毎週火曜・木曜 午前9時～午後5時

申立書に関する
お問合せ先



ADRセンターを利用した会津地区を始めとする和解事例を御紹介します

【就労不能損害が認められた事例】

公表番号1292



■申立人:会津地域に居住し、同地域の観光会社に勤務していた方
■ポイント及び和解内容:風評被害の影響による業績悪化に伴い解雇された申立人(原発事故当時50歳台)の就労不能損害について、原発事故の影響割合を平成26年4月分から同年6月分につき5割、同年7月分から同年9月分につき3割、同年10月分から同年12月分につき1割として賠償された。

【風評被害による営業損害が認められた事例】

公表番号1417

■申立人:会津地域で福島県産の大豆を原料とする加工食品の製造販売業を営み、東京電力の平成27年6月17日付プレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた会社

■ポイント及び和解内容平成27年8月分から平成29年4月分までの風評被害による営業損害(逸失利益)について、上記賠償を受けた年間逸失利益の1倍相当額とは別に、貢献利益率方式で算定した平成28年8月から平成29年4月までの損害額(原発事故の影響割合3割)が賠償された。



【風評被害による営業損害が認められた事例】

公表番号1881



■申立人:自主的避難等対象区域において旅館業を営む会社
■ポイント:平成28年7月から令和元年12月までの風評被害による営業損害(逸失利益)について、上記期間中、周辺地域の観光客数が統計上原発事故前と同程度まで回復していないこと、宿泊客に提供する農林水産物について試験操業や出荷制限がされていたこと等から原発事故との相当因果関係が認められた。
■和解内容:申立会社の売上げの推移や上記期間中に発生した台風の影響等を考慮し、原発事故の影響割合を平成28年7月から平成29年12月までは4割、平成30年は2割、令和元年は5分として算定した額が賠償された。

【風評被害による営業損害が認められた事例】

公表番号1909

■申立人:会津若松市において稲作農業を営む方
■ポイント及び和解金額:米価の下落について原発事故後の風評被害として下落金額の90%を因果関係のある損害と認め、平成31年4月から令和3年3月までの期間について、営業損害の賠償が認められた。



平日昼間には時間が取れない方は
平日夜間・土曜窓口を
ご利用ください(ご利用は無料)

2026年3月までの

奇数月 第1水曜日 16~20時 ▶ 11月は 5日(水)

偶数月 第1土曜日 13~17時 ▶ 12月は 6日(土)

対面
(福島事務所へ来所)
*郡山駅東口徒歩5分



予約
優先制

お問合せ・ご予約は
お電話で

ご自宅からも利用できます



電話



オンライン
(Zoom会議)

完全予約制
(先着順)

詳しい
予約方法等は
こちらから



024-941-0164

予約電話受付
平日10時~16時



「ADRは 手続きが大変そう」と思われている方へ
申立て手続の解説漫画を御覧下さい

未来と希望のために
もうひとつの選択肢 **ADR**